

きずな通信

2020. 8月 No.184

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな

(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

こんなときどうする！！

●従業員が新型コロナウイルスに罹患した場合はどうなるのか！！

新型コロナウイルスが宮崎にて猛威を奮っております。事業所の皆様は、従業員の安全配慮に加え、雇用維持に奮闘されていることかと思えます。

当事務所でも雇用調整助成金の申請問い合わせが多く寄せられており、3月から現在まで申請をされている事業所もごぞいます。

事業所様のお力になれるようサポートさせていただきますので、ご不明なことなどありましたらご連絡下さい。

I もし従業員が新型コロナウイルス罹患した場合は???

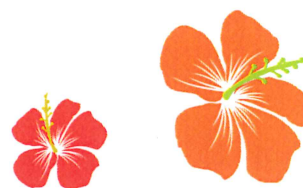
罹患した方については、労務不能状態になりますので、雇用調整助成金の対象にはなりません。但し社会保険に加入している場合は、傷病手当金の受給が可能になります。

II 従業員が罹患し、他の従業員も濃厚接触者となり業務停止になった場合は？

本人の働く意思があるが働けない、という状況であれば休業手当を支給し、その分を助成金で補うことが可能です。

III 従業員の家族が罹患した場合は!?

会社の責任はありませんので、本来休業手当を支払う必要はありませんが、職場の安全のために休業を命じ休業手当を支給する会社もあります。この場合は助成金を利用できます。会社には従業員への安全配慮義務がありますので従業員を守る為に最善を尽くしましょう。



社会保険適用事業の皆様へ

■ 扶養調査票が各事業所様へ送られております

毎年行われている社会保険の扶養調査です。

提出、確認方法が分からない事業所様は、右下(2枚共)に押印の上当事務所まで送って下さい。

■ 夏季賞与支払いがある事業所様は、ご連絡下さい

①支給日 ②支給した方 ③支給した額(個人別)
賞与にも社会保険料がかかります。控除する社会保険料がご不明な場合はお気軽にご相談下さい

事務組合きずなの皆様へ

労働保険料の納付ありがとうございました。
領収書をお急ぎの事業所様はご連絡ください。

夏季休暇のお知らせ

当事務所の夏季休暇は
8月12日(水)～16日(日)です。
ご迷惑をお掛け致しますが
何卒ご了承の程よろしくお願いいたします。

よろしくお願いいたします

7月より入社しました酒井と申します！もうすぐ2歳と4歳になる男の子二人の子育てをしながら、勤務させていただいております。初めて社会保険労務士事務所勤務するため、至らない点が多々あるかと存じますが、迅速・丁寧な対応を心掛けて参ります。
どうぞよろしくお願いいたします。

